平成２９年（フ）第２５２号
静岡市駿河区大坪町４番18号　ファミール大坪Ｂ202号、旧住所静岡市駿河区馬渕３丁目14番31―12号
破産者　森　　央乃
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３２９号
静岡市清水区西高町16番８号、旧住所静岡市清水区木の下町420番地
破産者　池ヶ谷鈴枝
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３６７号
静岡市駿河区中原808番地の２、旧住所横浜市中区北方町１丁目21番地
破産者　加藤　純矢
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１０１号
静岡県沼津市大平2277番地の62、前住所静岡県沼津市大平1439番地の５
破産者　鴻野　和恵
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第２７１号
神奈川県横浜市青葉区もえぎ野27番地７　ソーシャルレジデンス青葉台204、開始決定時の住所静岡県駿東郡長泉町下土狩1465番地の１　（前住所）東京都世田谷区駒沢２丁目17番９号　シェアプレイス駒沢806
破産者　木村　友一
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１２１号
愛知県豊橋市弥生町字東豊和86番地１（Ｃ）
破産者　花井　慶子
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２９年（フ）第３５号
滋賀県東近江市八日市東浜町４番21号、（住民票上の住所）滋賀県東近江市八日市浜野町２番３号、（前住所）滋賀県東近江市建部日吉町391番地
破産者　土井　信幸
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第４８号
愛知県豊橋市八町通５丁目31番地　鈴木幸代方、（開始決定時の住所）滋賀県彦根市広野町10番地、（前々住所）滋賀県彦根市平田町288―１　Ｓｕｎｎｙ　Ｇａｒｄｅｎ　104号室
破産者　岡田　直正
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第６９号
滋賀県東近江市小脇町2417番地１　ラフィネシャトレーⅢ番館102、住民票上の住所滋賀県東近江市昭和町３番26号
破産者　松吉　容史
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第１１４号
滋賀県彦根市芹川町1434番地４、住民票上の住所滋賀県彦根市川瀬馬場町870番地５
破産者　向井　雅浩（旧姓嶋田）
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２７年（フ）第５２１６号
三重県四日市市諏訪栄町５―８―1701、開始決定時大阪市鶴見区浜３丁目11番26号
破産者　近藤　　隆
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３９２号
大阪府寝屋川市大利町11番34号
破産者　ジェイ・プラニング・インテリアこと　濱中　純一
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５８号
兵庫県川辺郡猪名川町旭ケ丘１―317、住民票上の住所大阪府高槻市西五百住町14番８号
破産者　五十嵐洋巳
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第５５９号
兵庫県川辺郡猪名川町旭ケ丘１―317、住民票上の住所大阪府高槻市西五百住町14番８号
破産者　五十嵐こずゑ
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１１３９号
大阪府豊中市永楽荘４―２―５、開始決定時大阪府守口市東郷通３丁目９番30号
破産者　市川　隆明
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１４４４号
兵庫県西宮市田近野町５番４号
破産者　フリーウィルこと　山下　　浩
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第１７５０号
大阪府茨木市片桐町７番39号　嶋崎ハイツ西号
破産者　ＳＬＯＡＮ　ＳＥＡＮ　ＭＩＣＨＡＥＬ
1　決定年月日　平成29年12月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部